

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
職員の旅費に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員が、職務のため旅行するとき支給する旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（旅費の支給）

第 2 条 職員に対する旅費の種類、支給条件及び支給方法等については、東金市職員の旅費に関する条例（昭和 3 7 年 6 月 2 7 日条例第 1 7 号）を準用する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。